

京都市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年6月2日京都市条例第4号）（行
財政局税務部税制課）

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が公布されたことに伴い、
次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 個人の市民税

- (1) 令和3年度以後の各年度分の個人の市民税について、所得割の納税義務者が、ひとり親（現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者のうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。以下同じ。）である場合には、その者の前年の総所得金額等から30万円を控除します。（第16条及び第27条関係）
 - ア その者と生計を一にする一定の子を有すること。
 - イ 前年の合計所得金額が500万円以下であること。
 - ウ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと。
- (2) 令和3年度以後の各年度分の個人の市民税における寡婦控除について以下の措置を講じるとともに、寡夫控除を廃止します。（第16条及び第27条関係）
 - ア ひとり親に該当する者は寡婦に該当しないこととします。
 - イ 寡婦の要件に、その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないことを加えます。
 - ウ 扶養親族を有する寡婦の要件に、前年の合計所得金額が500万円以下であることを加えます。
- (3) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とします。（第28条の2の3関係）
- (4) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を令和5年3月31日まで延長します。（附則第17条の6関係）
- (5) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を3年延長します。（附則第18条の2関係）
- (6) 未成年者口座管理契約に基づき未成年者口座内上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に係る個人の市民税の非課税措置について、令和6年1月1日以後は、当該個人に契約不履行等事由が生じた場合であっても、適用することとします。（附則

第19条の3の3関係)

- (7) 特定非課税累積投資契約に基づき非課税口座内上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に係る個人の市民税について、当該非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する等所要の措置を講じます。(附則第19条の3の2関係)

2 法人の市民税

- (1) 通算法人に係る法人税割の課税標準を法人税額とします。(第16条関係)
- (2) 敷地分割組合のうち収益事業を行わないものに対して、市民税の均等割を課さないこととします。(第18条関係)

3 固定資産税及び都市計画税

- (1) 相当な努力が払われたと認められる方法により探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合には、あらかじめ通知したうえ、その使用者を所有者とみなして、固定資産税課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができることとします。(第38条関係)
- (2) 本市の区域内の土地又は家屋について、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者(以下「現所有者」という。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに、固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告しなければならないこととするほか、当該申告に係る所要の罰則を設けます。(第59条及び第60条関係)
- (3) 次に掲げる課税標準の特例が廃止されることに伴い、特例割合に係る規定を削除します。(附則第7条関係)

ア 大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設に係る固定資産税の課税標準の特例

イ 都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により新たに取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例

- (4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、水力発電設備のうち一定規模以上のものに係る課税標準をその価格に4分の3を参酌して12分の

7以上12分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとされたことに伴い、当該割合を4分の3とするとともに、その対象資産の取得期限を令和4年3月31日まで延長します。（附則第7条関係）

4 市たばこ税

卸売販売業者等が輸出若しくは輸出の目的で行われる輸出業者に対する売渡し又は本邦と外国との間を往来する本邦の船舶又は航空機に船用品又は機用品として積み込むための売渡しをする場合の課税免除の要件について、課税免除事由に該当することを証するに足りる書類の提出を不要としたうえ、申告書に課税免除の適用を受けようとするたばこ税額を記載し、かつ、課税免除事由に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、適用することとします。（第86条関係）

5 法人の市民税に係る延滞金の割合の見直し

法人の市民税の納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金の割合は、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とします。

（附則第3条の9関係）

6 その他

(1) その他必要な規定の整備を行います。

(2) 上記1(1)及び(2)並びに5の改正は令和3年1月1日から、上記1(7)の改正は同年4月1日から、上記2(1)の改正は令和4年4月1日から、上記2(2)の改正はマンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）の施行の日から、その他の改正は公布の日から施行します。

京都市市税条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和2年6月2日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 4 号

京都市市税条例等の一部を改正する条例
(京都市市税条例の一部改正)

第1条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「「情報通信技術利用法」」を「「情報通信技術活用法」」に、「情報通信技術利用法第3条第1項」を「情報通信技術活用法第6条第1項」に改め、同条第2項中「情報通信技術利用法第2条第3号」を「情報通信技術活用法第3条第5号」に改める。

第16条中「，単身児童扶養者」を削る。

第28条第1項第1号中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第28条の2の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改める。

第28条の2の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削る。

第38条第2項中「よって」を「より」に、「おいては」を「は」に改め、「これを」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市長は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第38条第4項中「第343条第9項」を「第343条第10項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第343条第6項」を「第343条第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 法第343条第5項前段に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。この場合において、市長は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第44条の見出し中「変電又は送電施設等に対する」を削り、同条後段中「同条第28項から第30項まで」を「同条第27項から第29項まで」に改める。

第44条の2中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第58条本文中「第343条第8項」を「第343条第9項」に、「第38条第4項」を「第38条第5項」に改める。

第59条第5項中「所有者」の右に「，現所有者」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、市長が定める課税に必要な事項を記載した申告書を現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに市長に提出しなければならない。

第60条第1項中「第343条第8項」を「第343条第9項」に、「第38条第4項」を「第38条第5項」に、「あつては」を「は」に、「第58条又は」を「第58条若しくは」に改め、「第2項の規定により」の右に「，又は現所有者が同条第5項の規定により」を加え、「おいては」を「は」に改める。

第86条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合においては、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第88条第1項又は第2項に規定する申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第88条第1項後段中「第86条第2項」を「第86条第3項」に改める。

附則第3条の9第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、

「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「おける特例基準割合」を「おける延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第7条第1項第1号中「及び第2号、第33項第3号並びに第45項」を「、第30項第3号及び第39項」に改め、同項第2号中「附則第15条第2項第6号及び第33項第2号」を「附則第15条第2項第5号及び第30項第2号」に改め、同項第4号中「附則第15条第33項第1号及び第38項」を「附則第15条第30項第1号及び第34項」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同号を同項第6号とする。

附則第8条の2第2項中「平成31年度適用土地」を「令和元年度適用土地」に、「平成31年度類似適用土地」を「令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第17条の6第4項中「令和2年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則第18条の2第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第19条の3の3第2項中「同項第2号」を「同条第4項第2号」に改め、同条第3項前段中「12月31日」の右に「又は令和5年12月31日のいずれか早い日」を加える。

附則第24条の2第1項及び第3項中「第35条の2まで」を「第35条の3まで」に改め、「、第35条の2」の右に「、第35条の3」を加える。

第2条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号及び第3号中「、第4項若しくは第19項」を「若しくは第31項」に改め、同項第4号中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改める。

第10条第3項及び第4項を削る。

第16条中「、個別帰属法人税額」を削り、「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第17条の2第4項中「第4条の7」を「第4条の3」に改める。

第18条第1項第5号中「及びマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改める。

第27条の7第2項中「第321条の8第1項の規定により申告納付するものにあつては同項」を「第321条の8第1項」に改め、「、同条第4項の規定により申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在」を削る。

第32条の11第1項中「おいては」を「は」に改め、同条第2項中「以下次条において同様とする。」を削り、「おいては」を「は」に改める。

附則第3条の9第2項中「及び第3項前段」を削り、「これら」を「同項」に改める。

附則第4条中「第10条第1項及び第3項」を「第10条第1項」に改め、「第3項並びに」を削る。

附則第4条の2中「又は各連結事業年度分」を削る。

附則第4条の3第1項各号列記以外の部分中「又は各連結事業年度分」を削り、同項第1号中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第2項中「第321条の8第12項又は第13項」を「第321条の8第23項又は第24項」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第321条の8第1項の規定により申告納付する法人にあつては同項」を「第321条の8第1項」に改め、「、同条第4項の規定により申告納付する法人にあつては同項に規定する連結法人税の課税標準の算定期間の末日現在」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同項を同条第4項とし、同条第6項中「又は連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、「第1項第1号中」を「同号中」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とする。

附則第6条の2中「、同条第7項又は第9項」を「、同条第4項」に、「それぞれ同条第7項又は第9項」を「同項」に改める。

附則第19条の3の2第1項中「又は」を「、」に改め、「「非課税累積投資契約」という。）」の右に「又は同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約（以下この条において「特定非課税累積投資契約」という。）」を加え、同条第2項中「）又は」を

「) , 」に改め, 「「累積投資勘定」という。)」の右に「, 同条第5項第7号に規定する特定累積投資勘定(以下この項において「特定累積投資勘定」という。)又は同条第5項第8号に規定する特定非課税管理勘定(以下この項において「特定非課税管理勘定」という。)」を加え, 「又は非課税累積投資契約」を「, 非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約」に, 「又は累積投資勘定」を「, 累積投資勘定, 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改める。

(京都市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 京都市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年5月31日京都市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条のうち第27条第2項の改正規定中「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額, ひとり親控除額」に改める。

附則第1条第4号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め, 同条第5号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め, 同条第6号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改める。

附則第5条第1項及び第2項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め, 同条第3項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め, 同条第5項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め, 同条第6項表以外の部分中「32年改正後の条例」を「2年改正後の条例」に改め, 同項の表第9条第1項第2号の項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め, 同表第90条の2第1項の項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め, 同表第93条第2項の項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め, 同条第7項中「32年改正後の条例」を「2年改正後の条例」に改める。

附則第6条第1項及び第2項前段中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め, 同条第3項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め, 同条第5項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め, 同条第6項表以外の部分中「33年改正後の条例」を「3年改正後の条例」に改め, 同項の表第9条第1項第2号の項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め, 同表第90条の2第1項の項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め, 同表第93条第2項の項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め, 同条第7項中「33年改正後の条例」を「3年改正後の条例」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第28条第1項第1号の改正規定及び附則第3条の9の改正規定、第2条中第16条の改正規定（「寡夫」を「ひとり親」に改める部分に限る。）並びに次条、附則第3条第1項及び第2項の規定 令和3年1月1日
- (2) 第2条中附則第19条の3の2の改正規定 令和3年4月1日
- (3) 第2条（前2号及び第5号に掲げる改正規定を除く。）の規定 令和4年4月1日
- (4) 第1条中附則第18条の2第3項及び附則第24条の2の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日
- (5) 第2条中第18条第1項第5号の改正規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）の施行の日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の京都市市税条例（以下「改正後の条例」という。）附則第3条の9の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する規定の適用区分)

第3条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の京都市市税条例第16条及び第28条第1項第1号の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る改正後の条例第28条第1項第1号の規定の適用については、同号中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第292条第1項第1号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第17条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

3 改正後の条例第28条の2の3第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する改正後の条例第28条の2の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の京都市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この項及び次項において「旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第15条の2第1項各号列記以外の部分に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が同日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 令和4年4月1日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度（旧法人税法第15条の2第1項各号列記以外の部分に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用区分）

第5条 改正後の条例第38条第2項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 改正後の条例第38条第3項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 改正後の条例第59条第5項の規定は、施行日以後に、同項に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

4 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税

については、なお従前の例による。

6 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する規定の適用区分)

第6条 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(行財政局税務部税制課)